

国際スポーツ交流事業交流試合運営費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 国際スポーツ交流事業の中で実施される交流試合の運営に要する経費の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号、以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 国際スポーツ交流事業を円滑に推進するため、交流試合を実施する競技団体（以下「団体」）を補助金の交付対象者とする。

(補助対象経費)

第3条 山梨県知事（以下「知事」という。）は、国際スポーツ交流事業の交流試合を運営するために必要な経費のうち、補助金の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、団体に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額については、予算の範囲内において別に定める。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付申請は、別に定める期日までに補助金交付申請書（第1号様式）を、知事に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ適当と認められる場合は、すみやかに交付の決定を行い、団体に補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

(補助金交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この補助金は、補助事業以外に使用してはならない。
- (2) 団体は、補助金交付の決定を受けたのち、その内容を変更する場合は、事業内容変更承認申請書（第3号様式）により、知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で交付決定額に減額が生ずる場合については、この限りではない。

(補助金交付の方法)

第8条 補助金交付の方法は、精算払とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、概算払することができるものとし、この場合、団体は概算払請求書（第4号様式）により概算払を請求するものとする。

(実績報告)

第9条 団体は、事業終了後1ヶ月以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業概要等を記載した書類を添えた実績報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 交付決定をした事業が完了し、規則第12条第2項の規定により実績報告書が提出された場合において、補助金所要額に減額を生じたときは、当該実績報告書をもって変更申請書とみなし、補助金の交付決定額を変更することができる。

3 団体は、実績報告書とともに補助事業についての収入支出についての証拠書類を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、（第6号様式）により団体に通知するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第11条 知事は、次の各号に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消しまたは変更することができる。

- (1) 団体がこの要綱に違反した場合。
- (2) 団体が補助金を補助対象経費以外の用途に使用した場合。
- (3) 団体が補助金の受領に関して不正な行為をした場合。

(雑 則)

第12条 書類等の様式について、この要綱に定める様式により難しい事情が生じた場合は、協議により別途定める様式を用いるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

競技団体名
会 長 氏 名 印

令和 年度国際スポーツ交流事業交流試合運営費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり補助金の交付を受けたいので、国際スポーツ交流事業交流試合運営費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- | | | | |
|---|----------|---------|---|
| 1 | 補助金交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 事業計画書 | 別紙1のとおり | |
| 3 | 収支予算書 | 別紙2のとおり | |

競技団体名
会 長 殿

山梨県知事 印

令和 年度国際スポーツ交流事業交流試合運営費補助金の
交付決定について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度国際スポーツ交流事業交流試合運営費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）第5条第1項及び国際スポーツ交流事業交流試合運営費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

補助金交付決定額 金 円

補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- 1 この補助金は、補助事業以外に使用してはならない。
- 2 補助金交付の決定を受けたのち、その内容を変更する場合は、事業内容変更承認申請書（第3号様式）により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間における、いずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
- 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 5 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消しまたは変更することができる。
 - ア 国際スポーツ交流事業交流試合運営費補助金交付要綱に違反した場合
 - イ 補助金を補助対象経費以外の用途に使用した場合
 - ウ 補助金の受領に関して不正な行為をした場合
- 6 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 7 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に

納付しなければならない。

- 8 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 9 事業終了後1ヶ月以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業概要等を記載した書類を添えた実績報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。
- 10 交付決定をした事業が完了し、実績報告書が提出された場合において、補助金所要額に減額を生じたときは、当該実績報告書をもって変更申請書とみなし、補助金の交付決定額を変更することができる。
- 11 実績報告書とともに補助事業についての収入支出についての証拠書類の写しを提出しなければならない。
- 12 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

第3号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

競技団体名
会 長 氏 名 印

令和 年度国際スポーツ交流事業交流試合運営費補助金内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け第 - 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり承認願
いたく、国際スポーツ交流事業交流試合運営費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

1 変更事項

2 変更理由

年 月 日

山梨県知事 殿

競技団体名
会 長 氏 名 印

令和 年度国際スポーツ交流事業交流試合運営費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け第 一 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり概算払を願いたく、国際スポーツ交流事業交流試合運営費補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既 概 算 交 付 額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今 回 概 算 請 求 額 ④	備 考

3 概算払の理由

4 支払いの方法

口座振替 振込先銀行名 銀行 店

預金種別 (当座・普通)

口座名 NO.

第5号様式

年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

競技団体名
会 長 氏 名 印

令和 年度国際スポーツ交流事業交流試合運営費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け第 ー 号で交付決定のあった補助事業について、事業が完了しましたので、国際スポーツ交流事業交流試合運営費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 事業報告書 別紙1のとおり
- 3 収支報告書 別紙2のとおり

第6号様式

番 号
令和 年 月 日

競技団体名
会 長

殿

山梨県知事 印

令和 年度国際スポーツ交流事業交流試合運営費補助金の
額の確定について（通知）

令和 年 月 日付け第 ー 号で交付決定した国際スポーツ交流事業交流試合運営費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）第13条及び国際スポーツ交流事業交流試合運営費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり額を確定します。

補助金交付確定額 金 円